

議案第53号 平成23年度習志野市一般会計補正予算(第4号)

1	歳入歳出補正予算	補正前	530億9,724万9千円
		補正額	14億4,924万8千円
		補正後	545億4,649万7千円

- (歳出概要)
- ・災害復旧事業（クリーンセンター、道路、橋りょう、図書館）
 - ・新庁舎建設事前調査事業
 - ・障害者自立支援法に基づく給付事業
 - ・障害者自立生活支援事業
 - ・民間保育施設入所児童助成事業
 - ・子どもの医療費等助成事業
 - ・子ども手当支給事務費
 - ・児童扶養手当支給事業
 - ・子ども手当支給事業
 - ・生活保護事務費
 - ・生活保護費
 - ・母子健康診査事業
 - ・予防接種事業
 - ・エコシステム設置費補助事業
 - ・道路維持管理費
 - ・公共下水道事業特別会計繰出金
 - ・市街地液状化対策事業
 - ・非常備消防事務運営費
 - ・地域防災計画策定事業
 - ・相談窓口一元化事業
 - ・要保護・準要保護児童援助費及び特別支援教育就学奨励費
 - ・谷津小学校校舎増築事業
 - ・要保護、準要保護生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費
 - ・中学校特別支援学級等整備事業
 - ・給与改定及び決算調整による人件費

2 継続費

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設 事前調査事業	27,876	平成23年度	4,500
				平成24年度	23,376
9 消防費	1 消防費	地域防災計画 策定事業	30,000	平成23年度	2,000
				平成24年度	18,000
				平成25年度	10,000
10 教育費	2 小学校費	谷津小学校校舎 増築事業 (谷津小学校校舎 増築設計委託)	14,617	平成23年度	2,631
				平成24年度	11,986

3 繰越明許費

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	災害復旧事業（クリーンセンター）	94,836
8 土木費	2 道路橋りょう費	災害復旧事業（道路）	144,200
10 教育費	6 社会教育費	災害復旧事業（図書館）	10,200

議案第54号 平成23年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出補正予算	補正前	84億2,700万円
	補正額	13億9,085万4千円
	補正後	98億1,785万4千円

- (歳出概要)
- ・災害復旧事業（下水道）
 - ・給与改定及び決算調整による人件費

2 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	2 事業費	災害復旧事業（下水道）	1,385,000

議案第55号 平成23年度習志野市介護保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出補正予算	補正前	73億4,100万円
	補正額	4,955万2千円
	補正後	73億9,055万2千円

- (歳出概要)
- ・介護給付費準備基金積立金
 - ・国県支出金過年度分返還金

議案第56号 習志野市発達相談センターの設置及び管理に関する条例の制定 について

習志野市発達相談センターの新設に伴い、制定するものです。

習志野市発達相談センターの概要

名 称	ひまわり発達相談センター
位 置	習志野市秋津3丁目5番1号
設 置 目 的	成長又は発達に不安や課題がある児童及びその保護者に対し、相談、指導及び支援を行うことにより、児童の健やかな成長に資するため
施 設 概 要	秋津地区の新総合福祉ゾーンに、新たに整備する複合施設の1階に新設する。 (相談室5部屋、活動室1部屋、医務室1部屋、観察室1部屋、聴力検査室1部屋、静養・授乳室1部屋など)
開 所 時 間	午前8時30分から午後5時まで
休 所 日	(1) 日曜日、土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
業 務 内 容	(1) 成長又は発達に不安や課題がある児童及びその保護者に対する相談支援及び指導(以下「発達支援」という。) (2) 発達支援に必要な関係機関との連携、調整 (3) 発達支援に係る調査、研究、人材の育成 (4) その他センターの目的を達成するために必要な業務
利用者の範囲	(1) 本市に住所を有する成長又は発達に不安や課題がある児童及びその保護者 (2) その他市長が必要と認めた者
利 用 制 限	(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき (2) 施設又は設備を滅失し、又は汚損するおそれがあるとき (3) その他センターの管理運営上支障があるとき
利 用 料	無 料

(施行期日)

平成24年4月1日から施行します。

議案第57号 習志野市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

震災からの復興対応をはじめ、公共施設の老朽化、高齢化社会など、多くの課題に対応し、また、市民のニーズ、時代の変化を的確に捉えた施策の推進を図る組織体制を構築するため、改正するものです。

(主な改正内容)

- ・防災対策を見直し、市民の安全安心で快適なまちづくりに向けた実行体制を強化するため、危機管理部門を再構築します。
- ・市民ニーズの把握及び情報発信力の強化を図るため、広報広聴部門を統合します。
- ・協働のまちづくりを推進し、市民に分かりやすい組織体制にするため、所管部門を一元化します。
- ・保健医療、建築分野の専門職の専門性を発揮し、効率的、機動的に対応できる組織体制を構築します。

(施行期日)

平成24年4月1日から施行します。

議案第58号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本市の給与改定は、これまで、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を受けての国及び県の対応に準拠しているところであり、このたび、千葉県に準じた対応とするため、改正するものです。

給料表の改定

中高年齢層（40歳台以上）の職員の給料月額改定 平均 △0.3%

(施行期日)

平成23年12月1日から施行します。

議案第59号 習志野市税条例等の一部を改正する条例の制定について

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、改正するものです。

個人住民税の寄附金控除は、5,000円を超えたものから対象となりますが、その額を2,000円に引き下げ、より少額の寄附でも税額控除(注1)の対象とします。なお、その他法律改正に伴い、所要の文言、引用条文の改正を行います。

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成23年1月1日以後の寄附金について適用します。

個人住民税の寄附金税額控除の計算方法

(1) 基本控除額

[対象寄附金－2,000円]×10%

(2) 特例控除額 (ふるさと寄附金のみ)に適用、個人住民税所得割の1割が上限)

[対象寄附金－2,000円]×[90%－0～40%(所得税の限界税率)](注2)

※対象寄附金は、総所得金額等の30%を限度とします。

<モデルケース> 給与収入700万円 夫婦2人 ふるさと寄附金40,000円の場合
「所得税」の税率は10% 「住民税」の所得割額は325,000円

寄附金 40,000円			
寄附金控除対象額 (改正前)35,000円 ↓ (改正後)38,000円			
所得税の控除		個人住民税の控除	
所得控除による税額軽減 (改正前)3,500円 ↓ (改正後)3,800円 (10%)		基本控除額 (改正前)3,500円 ↓ (改正後)3,800円 (10%)	特例控除額 (所得割の1割が上限) (改正前)28,000円 ↓ (改正後)30,400円 (80%)
適用下限額 (改正前)5,000円 ↓ (改正後)2,000円			

40,000円寄附をした場合の税額から控除される額は、
《改正前》 所得税と住民税合わせて35,000円
《改正後》 所得税と住民税合わせて38,000円
つまり、改正によって、3,000円多く軽減されることとなります。

(注1) 税額控除…税率に乗じて算出した税額から一定の金額を控除すること。

(注2) 所得税の限界税率…所得税累進税率の課税所得区分における最高税率

議案第60号 習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画（第1期計画）」に基づき、習志野市立杉の子こども園を設置するものです。また、このことに合わせ、習志野市立杉の子幼稚園を廃止します。

名 称	位 置
習志野市立杉の子こども園	習志野市立本大久保2丁目3番15号

（施行期日等）

平成24年4月1日から施行します。なお、平成24年3月31日において、現に杉の子幼稚園に在園している幼児は、施行日において杉の子こども園に入園したものとみなします。

議案第61号 習志野市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について

審議会の設置根拠法令であるスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を全部改正するスポーツ基本法（平成23年法律第78号）の制定に伴い、審議会の名称、任務、委員の委嘱基準等を整備するとともに、所要の文言の改正を行うものです。

	改正前	改正後
名 称	習志野市 <u>スポーツ振興</u> 審議会	習志野市スポーツ推進審議会
任 務	(1) スポーツの施設及び設備の整備に関する こと。 (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の 向上に関すること。 (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関する こと。 (4) スポーツ団体の育成に関すること。 (5) スポーツによる事故の防止に関すること。 (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、 <u>スポーツ振興</u> に関すること。	(1) スポーツの推進に関する計画の策定に 関すること。 (2) スポーツの施設及び設備の整備に関する こと。 (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の 向上に関すること。 (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関する こと。 (5) スポーツ団体の育成に関すること。 (6) スポーツによる事故の防止に関すること。 (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、 スポーツ推進 に関すること。
委 嘱 基 準	<u>条例に規定なし</u> <u>（スポーツ振興法に規定）</u>	スポーツの推進に関する学識経験のある 者及び関係行政機関の職員の中から、 教育委員会が委嘱する。

（施行期日等）

公布の日から施行します。なお、この条例の施行の際現に任命されている委員は、改正後の条例の規定により委嘱された委員とみなします。

**議案第62号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

教育や健全育成に係る相談事業について、相談窓口を総合教育センター内に一元化し、相談業務の一層の充実と業務の円滑化による市民サービスの向上を図るとともに、視聴覚教育事業から情報教育事業への質的転換を図るため、改正するものです。

	現 行	改 正 後
総合教育センターの業務	教育相談及び<u>適応指導教室</u>に関すること。 (指導課業務より移管) (青少年センター業務より移管)	教育相談に関すること。 特別支援教育に係る就学指導及び相談に関すること。 青少年の相談に関すること。 適応指導教室に関すること。
	視聴覚教育及び情報教育の振興に資するための調査研究、研修並びに教材の収集、制作及び利用に関すること。 視聴覚施設の使用並びに視聴覚機器教材の整備及び使用に関すること。	情報教育の振興に関すること。 ※視聴覚教育に関する業務を含めて「情報教育の振興」として実施
青少年センターの業務	青少年の相談に関すること。 青少年の補導に関すること。	青少年の補導及び補導相談に関すること。

(施行期日)

平成24年4月1日から施行します。

議案第63号 習志野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

習志野市発達相談センター（名称：ひまわり発達相談センター）の新設及び児童福祉法の改正を受けて、所要の改正をするものです。

幼児言語療法施設 『ひまわり学園』 → （発達相談センターへ移行）

知的障害児通園施設 『あかしあ学園』
 肢体不自由児通園施設 『あじさい学園』 → 障害児通所支援事業所
 あじさい療育支援センター
 （総合福祉センター内で統合）

（施行期日）

平成24年4月1日から施行します。

議案第64号 習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

他の被用者保険や近隣市の国民健康保険との均衡を図るとともに、本市の国民健康保険財政の健全化への一助とするため、国民健康保険の被保険者が死亡したときに支給する葬祭費を、次のとおり改定するものです。

葬祭費	現 行	改正後
	70,000円	50,000円

（施行期日等）

平成24年4月1日から施行し、同日以後の死亡について適用します。

議案第65号 財産取得について（習志野市立第一中学校グラウンド用地）

第一中学校グラウンド用地を取得するものです。

1 取得する土地の所在

所 在	地 積
習志野都市計画事業JR津田沼駅南口特定 土地区画整理事業地内16街区2画地	5,356.32㎡
合 計	5,356.32㎡

2 取得の目的 第一中学校グラウンド用地

3 取得価格 1,515,748,000円

4 取得の相手方 習志野市谷津7丁目4番38号

習志野市JR津田沼駅南口土地区画整理組合
 理事長 三代川 利男

議案第66号 指定管理者の指定について

(習志野市総合福祉センターいずみの家及びさくらの家)

(指定管理者)

習志野市秋津3丁目4番1号

社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会

会長 海 寶 嘉 胤 (かいほう よしたね)

(指定の期間)

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで(3年)

議案第67号 指定管理者の指定について

(習志野市谷津コミュニティセンター)

(指定管理者)

習志野市谷津5丁目16番33号

習志野市谷津コミュニティセンター運営委員会

委員長 太 田 想 三 (おおた そうぞう)

(指定の期間)

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで(3年)

議案第68号 指定管理者の指定について

(習志野市東習志野コミュニティセンター)

(指定管理者)

習志野市東習志野3丁目1番20号

習志野市東習志野コミュニティセンター運営委員会

委員長 石 井 一 郎 (いしい いちろう)

(指定の期間)

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで(3年)

議案第69号 指定管理者の指定について

(習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館)

(指定管理者)

習志野市本大久保3丁目2番1号

習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館運営委員会

委員長 酒 匂 淳 夫 (さこう あつお)

(指定の期間)

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで(3年)

議案第70号 指定管理者の指定について（習志野市市民プラザ大久保）

（指定管理者）

習志野市大久保1丁目20番3号

一般社団法人あったか大久保ひろば

代表理事 岡 田 光 正（おかだ みつまさ）

（指定の期間）

平成24年3月1日から平成27年3月31日まで（3年1月）

議案第71号 指定管理者の指定について

（習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館、
習志野市立藤崎図書館及び習志野市立谷津図書館）

（指定管理者）

東京都文京区大塚3丁目4番7号

株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷 一 文 子（たにいち あやこ）

（指定の期間）

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年）